

(公社) 加賀青年会議所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、安倍総理大臣は、政府の対策本部で、東京など7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」を行いました。今後、日本国内及び石川県内で新型コロナウイルスの感染がどのように推移していくか予断を許さない状況です。

これを受けて、加賀青年会議所としても対応方針を策定し、これを公表いたします。当青年会議所が定めた現時点での対応方針は以下の通りです。

1 不特定多数が参加する主催事業の開催について

換気の悪い密閉空間に多くの人々が密集し、至近距離で会話や発声を行う場所ではクラスター（集団）発生のリスクが高いとされています。加賀青年会議所としては、近く開催予定の事業におきましては中止、もしくは人と人との対面しない非対面型の事業計画へと移行し実施を致します。今後、事態が収束したと判断できる状態になれば、当会のホームページまたはSNS媒体等により事業開催の告知を行います。

2 定例会、総会、委員会や理事会などの各種会議・会合の開催について

いずれも開催する際は開催日時、場所、参加者名の記録を残し開催いたします

○定例会・総会

定例会・総会は当会のメンバー全員が集合するものであり、また至近距離での会話や発声を伴う内容のものであることが多いと言えます。加えて室内で実施する定例会・総会は、上記のクラスター発生のリスクが高まる状況と言えます。そのため定例会・総会については、Web 会議方式等により実施する判断を理事会において適宜行います。判断がなされた場合は、その旨を早急にメンバーに報告します。

○委員会

委員会は多数のメンバーが集合するものではなく、中止はいたしません。感染拡大防止の観点から、可能な限りWeb 会議方式等での実施を推奨します。また、メンバーが集合して委員会を実施する場合でも、

①適宜会場の換気を行う

②広い会場を確保し、人と人との間隔を1～2m程度空け、人の密度を減らす

③近距離での会話等は避け、マスク等で飛沫の飛散を防止する

④実施前及び実施後は手洗いをを行い、会場にアルコール消毒液が設置されている場合は入室の際に利用する。

上記を意識して実施するよう要請します。

また、会議後の懇親会は自粛を要請します。

○理事会

理事会は20名以上の理事及び理事会構成メンバーが集合するものであり、室内において至近距離での会話や発声を伴うものです。そのため、対面での開催は当面取りやめ、Web会議方式で実施いたします。

4月6日に開催した4月理事会はソフト「ZOOM」を使用し、Web会議にて実施しました。当面はこの方法で理事会を実施していくことにいたします。開催方法等に変更がある場合は、事務局から各理事会構成メンバーに事前に連絡をいたします。また、会議後の懇親会は自粛を要請します。

○その他

その他、メンバーにおいて各種会議・会合を行う際は、参加人数や会場の状況等を考えた上で実施の可否を検討し、極力Web会議等を利用することを推奨します。

3 風邪や発熱などの症状が出た場合

微熱を含む発熱や軽い風邪の症状がある等、体調に不安がある場合は、外出を控え、各種会議や集会には出席せず、療養に専念するよう要請します。

次のような場合は、石川県もしくは加賀市に設置されている「新型コロナウイルス相談窓口」または最寄りの保健所に速やかに相談するよう要請します。

- ・風邪の症状や 37.5℃ 以上の発熱が 4 日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)とき

- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があるとき

また万一メンバーの感染が認められた時の緊急連絡体系を策定し情報の吸い上げを即座に行い対応をいたします。

なお、この度の方針は新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行って参ります。

このような危機的な状況ではございますが、我々加賀青年会議所は仲間と共に知恵を絞り、物事を一つ一つ見極め判断しながら、コロナウイルスに負けない力強い組織として、活動に邁進してまいります。

公益社団法人加賀青年会議所

理事長 菅本 勇気